# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する 事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファ イルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねな いことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを 軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利 益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

茨城県潮来市長

#### 公表日

令和7年10月10日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務				
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下、「申請者」という。)が提出する特例申請書を収受、保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。				
③システムの名称	ワンストップ特例申請システム eLTAX(団体間回送機能)				
2. 特定個人情報ファイル:	Z Company of the comp				
ワンストップ特例申請システム					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表 24項 ・地方税法附則第7条第5項、第12項 ・番号法第9条第4項 ・番号法第19条8号				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	市長公室 企画政策課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	潮来市総務部総務課 〒311-2493 茨城県潮来市辻626 電話0299-63-1111				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	潮来市市長公室企画政策課 〒311-2493 茨城県潮来市辻626 電話0299-63-1111				
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した				
適用した理由					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		₹満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和7年10月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
		令和7年10月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

# **上きい値判断結果**基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点 3) 基礎項目評価書及び全項		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	・ 機関については、それぞれ	重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク対策	策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	3	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ] ]	託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを選	配じた提供を除く。) [ ] 技	提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手) [ 〇 ]接	続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報 又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。			

9. 監査					
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに設定している。				

変更箇		A 11 41			
会和1年6月17日	項目	変更前の配載 1,000人未満	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明 H30年実績によるH31年度の
令和1年6月17日 令和1年6月17日	評価対象の事務の対象人数	T,000人未満 平成30年3月31日 時点	1,000人以上1万人未満平成31年4月1日 時点	事前	見込み値
令和1年6月17日	(いつ時点の計数か) 所属長の役職名	在業観光課長 額賀浩	産業観光課長	事前	
令和1年6月17日	しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けら れない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事前	
令和1年6月17日	Ⅳリスク対策	記載無し	記載あり	事前	
令和1年6月17日	公表日	?	平成31年6月1日 時点	事前	
令和2年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	環境経済部産業観光課	環境経済部観光商工課	事前	
令和2年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	産業観光課長	観光商工課長	事前	
令和2年6月1日	I 関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請 求、8.特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	潮来市環境経済部産業観光課 〒311-2426 茨城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	潮来市環境経済部観光商工課 〒311-2493 茨城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	事前	
令和2年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年6月1日	事前	
令和2年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年6月1日	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	環境経済部観光商工課	市長公室企画調整課	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請 求、8.特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	潮来市環境経済部観光商工課 〒311-2493 茨城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	潮来市市長公室企画調整課 〒311-2493 茨 城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数	2)1,000人以上1万人未満	3)1万人以上10万人未滿	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日	令和3年8月1日	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日	令和3年8月1日	事後	
令和4年7月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	ワンストップ特例申請システム	ワンストップ特例申請システム eLTAX(団体間回送機能)	事後	
令和4年7月1日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別する為の 書号の利用等に関する法律(番号法)第9条第 3項	・行政手続における特定の個人を識別する為 の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第1第16項 ・地方松法附則第7条第5項、第12項 ・番号法第9条6号 ・番号法第9条6号	事後	
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未满	事前	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の集計か	令和3年8月1日	令和4年7月1日	事前	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の集計か	令和3年8月1日	令和4年7月1日	事前	
令和5年6月16日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	市長公室企画調整課	市長公室企圃政策課	事前	
令和5年6月16日	I 関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請 求、8.特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	潮来市市長公室企画調整課 〒311-2493 茨 城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	潮来市総務部総務課 〒311-2493 茨城県潮 来市社626 電話0299-63-1111	事前	
令和5年6月16日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	潮来市市長公室企画調整課 〒311-2493 茨城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	潮来市市長公室企画政策課 〒311-2493 茨城県潮来市辻626 電話0299-63-1111	事前	
令和5年6月16日	1对家人奴	1,000人以上1万人未满	1万人以上10万人未满	事前	
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の集計 か	令和4年7月1日	令和5年7月1日	事前	
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の集計 か	令和4年7月1日	令和5年7月1日	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	- 行政手続における特定の個人を識別する為 の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第1 第16項 ・地方松法附則第7条第5項、第12項 ・番号法第9条 第4項 ・番号法第9条8号	・行政手続における特定の個人を識別する為 の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項別表24 ・地方投法附則第7条第5項、第12項 ・番号法第9条8号 ・番号法第9条8号	事前	
令和6年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の集計 か	令和5年7月1日	令和6年7月1日	事前	
令和6年6月28日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の集計か	令和5年7月1日	令和6年7月1日	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策8. 人手を介在 させる作業人為的ミスが発生 するリスクへの対策は十分か	-	十分である。	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、 マイナンバー登録や副本を参原の際には、本人 からのマイナンバー取得の敬意や、住基ネット 照会を行う際には情報又は住所を含む3情 報による照会を行うことを厳守している。	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策最 も優先度が高いと考えられる 対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策当 該対策は十分か【再掲】	-	十分である。	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策判 断の根拠	-	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	事前	
令和7年10月10日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	